

内閣官任令(一名)

内閣人 第六四号

起案

令和二年六月四日

決定	令和二年六月五日
上奏	令和二年六月五日
裁可	令和二年六月五日

施行

令和二年六月五日
令和二年六月五日

内閣総理大臣

萩

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

再直



内閣総務官



麻生 国務大臣

冬

加藤 国務大臣

匠

河野 国務大臣

具

竹本 国務大臣

由

高市 国務大臣

五

江藤 国務大臣

有

衛藤 国務大臣

具

田中 国務大臣

由

森 国務大臣

五

梶山 国務大臣

有

北村 国務大臣

浅

西村 国務大臣

由

茂木 国務大臣

五

赤羽 国務大臣

希

菅 国務大臣

五

橋本 国務大臣

由

萩生田 国務大臣

岩

小泉 国務大臣

原

武田 国務大臣

原

検事長に任命する

検事 曾木 徹也

内閣

(六月十九日予定)

内閣

法務省人検第199号  
令和2年6月3日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、令和2年6月16日限りで定年退官予定の福岡高等検察庁検事長井上宏の後任に高松高等検察庁検事長甲斐行夫を、その後任に東京地方検察庁検事正曾木徹也をそれぞれ充てようとするものであります。

記

東京地方検察庁検事正 検 事 曾 木 徹 也  
検事長に任命する

(令和2年6月19日付け)



2 丁		法 務 省									
年	月	日	事	項	庁	名					
平成 七	七	一	外務事務官(在ドイツ日本国大使館)に転任させる		外務省						
一〇	七	一	一等書記官を命ずる		外務省						
〃	八	一〇	帰朝を命ずる		〃	〃					
〃	〃	〃	法務省に出向させる		〃	〃					
〃	〃	〃	検事二級(東京地方検察庁検事)に転任させる		〃	〃					
〃	〃	〃	法務事務官(法務省刑事局付)に併任する		法務省						
〃	〃	〃	法務事務官(法務省刑事局付)の併任を解除する		〃	〃					
〃	〃	〃	宇都宮地方検察庁検事に配置換する		〃	〃					
〃	〃	〃	宇都宮地方検察庁三席検事に指名する		〃	〃					
一五	三	二八	司法研修所教官に充てる		最高裁判所						
〃	四	一	東京地方検察庁検事に配置換する		法務省						
〃	〃	〃	宇都宮地方検察庁三席検事の指名を解く		法務省						
一七	一〇	一二	司法研修所教官に充てることを解く		最高裁判所						
〃	〃	一三	警察庁事務官に兼ねて任命する		警察庁						
〃	〃	〃	警察庁刑事局犯罪鑑識官を命ずる		警察庁						
一九	八	二四	東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる		法務省						
〃	〃	〃	警察庁事務官の兼任を免ずる		警察庁						

曾 木 徹 也

3 丁		法 務 省																								
令和元	九	二	三〇	七	二五	二八	九	二七	七	二一	九	二四	八	七	二二	一	二一	七	一	平成二〇	年	月	日	事 項	庁 名	